

香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月11日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市条例第5号

香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（令和元年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表備考3を次のように改める。

- 3 教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が令第15条の3第2項第1号に掲げる地方税法の規定による市町村民税（地方税法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者に準ずる者である場合は、当該者を地方税法の規定による市町村民税を課されない者とみなして、この表を適用する。

別表備考5中「児童の属する世帯が」及び「、当該世帯の階層が」を削り、「と認定された世帯にあつては当該階層の利用者負担額から1,000円を控除して得た額の半額とし、」を「又は」に、「当該階層の利用者負担額を9,000円」を「、0円」に改め、同表備考6を次のように改める。

- 6 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもが同一の世帯に2人以上いる場合におけるこの表の適用については、第3階層から第6階層までのいずれかの階層と認定された世帯にあつては最年長の負担額算定基準子どもから順に2人目以降は0円とし、第7階層から第11階層までのいずれかの階層と認定された世帯にあつては最年長の負担額算定基準子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円とする。

別表備考7中「が複数人」を「のうちに小学校就学前子ども以外の者が」に改め、「満3歳未満保育認定子どもの属する世帯が要保護者等世帯であつて第3階層又は第4階層のうち市町村民税の所得割額が77,101円未満と認定された世帯にあつては最年長の特定被監護者等から順に2人目以降は0円とし、満3歳未満保育認定子どもの属する世帯の階層が」を削り、「」にあつては」を「」にあつては、」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表備考3の改正規定及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表備考5から7までの規定は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育及び同法第29条第1項に規定する特定地域型保育（以下「特定教育・保育等」という。）が行われた月が令和3年4月以後の場合における利用者負担額について適用し、特定教育・保育等が行われた月が同年3月以前の場合における利用者負担額については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表備考3の規定は、特定教育・保育等が行われた月が令和3年9月以後の場合における利用者負担額について適用し、特定教育・保育等が行われた月が同年8月以前の場合における利用者負担額については、なお従前の例による。